

令和5年3月20日

令和5年第1回貝塚市議会定例会会議事項

(議会議案関係)

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議会 議案	1	貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	1

議会議案第 1 号

貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 3 月 20 日提出

提 出 者 貝塚市議会運営委員会

委 員 長 谷口 美保子

貝塚市条例第 号

貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

貝塚市議会委員会条例（昭和42年貝塚市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「都市政策部」を「総合政策部」に改め、同号イからエまでを次のように改める。

イ 総務部の所管に属する事項

ウ 危機管理部の所管に属する事項

エ 市民生活部（市民課及び環境衛生課のうち衛生費に関すること並びに廃棄物対策課に関するものを除く。）の所管に属する事項

第 2 条第 2 項第 1 号中スをセとし、オからシまでをカからスマまでとし、エの次に次のように加える。

オ 都市整備部の所管に属する事項

第 2 条第 2 項第 2 号中「9 人」を「8 人」に改め、同号ア中「総務市民部（市民課）」を「市民生活部（市民課及び環境衛生課）」に、「及び」を「並びに」に改め、同号イ中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同号ウ中「健康子ども部」を「子ども部」に改め、同号中エを削り、オをエとし、カをオとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 2 号の改正規定（「9 人」を「8 人」に改める部分に限る。）は、同年 5 月 1 日から施行する。